

公衆浴場 自主管理の手引き

長野県衛生部・保健所

I この手引きの使い方

- 1 下記のチェック事項に基づき衛生管理を行い、その状況を点検・確認してください。
- 2 点検表には、チェック事項の規定どおり実施出来ている場合は「○」、出来ていない場合は「×」を、また、該当しない事項は斜線「/」を引いてください。
- 3 前回「×」のものについては、それが改善されているかどうか、注意してください。
- 4 点検表は、パスケース等に入れて、従業員の見やすい場所に掲示してください。
- 5 保健所職員による環境衛生監視の際に、自主点検の実施状況について確認しますので、提示できるようにしておいてください。

II 用語の定義

- 1 「原湯」：浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水。
- 2 「原水」：原湯の原料となる水及び、浴槽水の温度を調節する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水。
- 3 「上り用湯」：洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水。
- 4 「上り用水」：洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水。
- 5 「浴槽水」：浴槽内の湯水。
- 6 「完全換水」：浴槽から浴槽水を完全に排出し入れ替えること。
- 7 「連日使用型循環浴槽水」：24時間以上完全換水しないで循環ろ過している浴槽水。
- 8 「毎日完全換水型循環浴槽水」：循環ろ過装置を使用しているが、毎日完全換水している浴槽水。

III チェック事項及び解説

(基本的な確認事項)

- 1 施設の周囲及び施設内の入浴者が利用する場所、設備は毎日清掃又は洗浄し、清潔に保っていますか。

施設の周囲、下足場、脱衣室、浴室、廊下、便所、休憩室、サウナ室等入浴者が直接利用する場所及びこれら施設内の備品(脱衣箱、体重計、洗いおけ、腰掛け等)等は、毎日清掃又は洗浄し、清潔で衛生的に保ってください。

また、清掃用具については、専用の場所に保管してください。

- 2 ねずみ、昆虫等はいませんか。

ねずみ、昆虫等の侵入を防止するため、外部に開放する排水口、窓等に金網・防虫網等を設けるとともに、施設内外について、その生息状態を定期的に点検し、必要に応じて防除措置(薬剤の散布、発生源の除去、環境整備等)を講じてください。

なお、生息状態の点検は、脱衣室、浴室、便所、排水設備にあっては1月に1回以上、その他の設備にあっては6月に1回以上行ってください。

- 3 浴室、サウナ室、排水設備(溝、管、汚水ます、温水器等)は、1月に1回以上消毒し、衛生的に保っていますか。

浴室やサウナ室の入浴者が直接接触するところ(床、壁、洗いおけ、腰掛、シャワー用カーテン等)及び排水設備(溝、管、汚水ます、温水器等)は、1月に1回以上消毒してください。

4 施設内の明るさは十分ですか。

施設内の明るさは、右の基準を満たすことが望ましいです。

場 所	照度 (ルクス)	測 定 地 点
浴 室	150~300	床 面
脱衣所、便所	150~300	床 面
受 付	300~700	作 業 面
下 足 場	300~700	床 面
廊 下	75~150	床 面

5 換気は十分ですか。

施設内は十分な換気を行い、右の空気環境基準を確保することが適当です。

炭酸ガス濃度	1,500ppm以下
一酸化炭素濃度	10ppm以下

6 入浴者に手ぬぐい、くし、かみそり等を貸与していませんか。

新しいもの又は消毒したものを除き、入浴者には、手ぬぐい、くし、ヘアブラシ等を貸与しないでください。(かみそりは、新しいもの以外はダメです。)
また、消毒には、材質に応じ、手ぬぐい等には次亜塩素酸ナトリウム液、逆性石けん液等を、くし等には、逆性石けん液、紫外線消毒器等を使用してください。

7 手洗い設備には、石けん等を常備していますか。

(脱衣室内の管理)

8 脱衣室の衣類カゴや足拭きマット等、人が直接接触する用具等は清掃を行い、定期的に消毒し、適宜交換する等、清潔に保っていますか。

ダニ、シラミ等は衣類かご、ロッカー等に生息することがあり、利用者の衣類等を介して移るおそれがあるため、人が直接接触する用具等は清掃、消毒を適切に行い、衛生保持に努めてください。
また、床面にカーペット等は敷かないようにし、やむを得ず敷く場合には、ダニ等の発生源とならないようクリーニング、日光消毒等を適切に行ってください。

9 入浴料金、営業時間、入浴者の心得、その他必要な事項を、見やすい場所に掲示してありますか。

入浴者に対し、浴槽に入る前には石けん等を用いて身体をよく洗うとともに、出る際にもシャワー等で身体を洗い流すよう、衛生上の注意を喚起してください。

10 空気調和設備（フィルター等）、換気扇、扇風機は汚れていませんか。

(浴槽の管理)

11 浴槽は毎日完全換水及び清掃し、消毒をしていますか。

浴槽は毎日完全換水し、清掃してください。また、1月に1回以上は消毒してください。これにより難しい場合（連日使用型循環浴槽水）であっても、1週間に1回以上は定期的に完全換水し、浴槽を清掃、消毒してください。

(浴槽水の管理)

12 浴槽水等は常に清浄に保っていますか。

浴槽水の消毒については、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を、(1時間、2時間おきなど)定期的に測定し、通常0.2～0.4mg/L程度に保ってください。また、測定記録を3年以上保存してください。

浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入(投入)口は、浴槽水が循環ろ過装置内に入る直前に設置することが望ましいです。

また、薬剤が補充されているか、消毒装置が正常に作動しているか充分点検してください。

なお、オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン殺菌、光触媒等の消毒方法を採用する場合は、塩素消毒を併用する等適切な衛生措置を行い、レジオネラ属菌の検出されないことを確認してください。

13 浴槽水は常に満杯状態を保っていますか。

浴槽水は、常に満杯状態に保ち、十分に循環ろ過水又は原湯を供給することにより溢水させることが望ましいです。

14 浴槽水等の水質検査を定期的に行っていますか。

原湯、原水、上り用湯、上り用水、循環ろ過装置を使用していない浴槽水及び毎日完全換水型循環浴槽水は1年に1回以上、連日使用型循環浴槽水は1年に2回以上(浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合、1年に4回以上)水質検査を行い、その記録を3年以上保存してください。

(水質基準)

区分	浴槽水	風呂、上り風呂、上り用
色度		5度以下
濁度	5度以下	2度以下
水素イオン濃度		pH 5.8～8.6
遊マンガン濃度	25 ^{mg/L} 以下	10 ^{mg/L} 以下
大腸菌群	1個/ ¹⁰⁰ ml以下	50 ^個 / ¹⁰⁰ ml中に不検出
レジオネラ属菌	検出されないこと (10CFU/100 ^{ml} 未満)	

(入浴設備等の管理)

15 浴室の給水栓、給湯栓は毎日保守点検し、使用上支障はありませんか。

16 給水・給湯設備は衛生的に管理していますか。

給水、給湯設備は1年に1回以上保守点検し、必要に応じ補修等行ってください。レジオネラ属菌は高熱(60℃以上)に弱いので、貯湯槽の湯温は60℃以上に保ってください。また、貯湯槽の底部は上部に比べ低温になりやすいため、原湯を貯湯槽内に滞留させないようにするとともに、60℃を保つことが難しい場合は、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒も行うようにしてください。

17 ろ過装置の逆洗浄は、充分行っていますか。

循環ろ過装置を使用する場合は、ろ材の種類を問わず、ろ過装置自体がレジオネラ属菌の供給源とならないよう、消毒及び十分な時間をかけての逆洗浄を1週間に1回以上実施してください。また、ヘアキャッチャーを設置し、毎日洗浄してください。

18 循環配管の清掃(生物膜の除去)等は、大丈夫ですか。

循環ろ過式の場合は、循環配管システム内部に生物膜が付着するとレジオネラ属菌が繁殖しやすくなるため、1週間に1回は数時間程度かけて、高濃度塩素により配管内部を洗浄、消毒して生物膜を定期的に除去してください。この場合、塩素濃度は高い程(10～50mg/Lが一般的)効果的ですが、配管の腐食が懸念される場合は5～10mg/L程度にします。

また、1年に1回は専門業者等による配管内部の生物膜の状況の点検をしてください。

- 19 消毒のための薬剤を使用した後、河川、湖沼等に排水する場合には、必要な処理等してから排水していますか。

環境保全のため、排水する前には、必ず次のような処理を行い、かつ、残留塩素濃度を測定した上で、適正な濃度まで下がったことを確認する必要があります。

- ① 大量の水で薄めて、塩素濃度を下げる。
- ② 夜間等に長時間循環させることで塩素を消費させて、塩素濃度を下げる。
- ③ チオ硫酸ナトリウムを用いて酸化還元反応させて、塩素濃度を下げる。

(注：薬品の取扱いについては専門業者に依頼する等充分配慮すること。)

- 20 気泡発生装置等は、適切に使用していますか。

気泡発生装置、ジェット噴射装置、打たせ湯、シャワー等エアロゾルを発生させる設備には、連日使用型循環浴槽水を使用しないでください。特に、打たせ湯、シャワーには、循環している浴槽水は、一切使用しないことが望ましいです。

あわせて、気泡発生装置等の空気取入口から土埃が入らないようにしてください。

(露天風呂)

- 21 露天風呂は衛生的状態を保っていますか。

浴槽水は、常に満杯状態に保ち、溢水させることが望ましいです。また、浮遊物等は除去してください。

循環ろ過装置を使用していない浴槽水及び毎日完全換水型循環浴槽水は、毎日完全換水してください。また、連日使用型循環浴槽水は1週間に1回以上定期的に完全換水し、浴槽を消毒、清掃してください。

また、露天風呂の浴槽水が、配管を通じて屋内の風呂の浴槽水に混じることがないようにしてください。

(浴室内のその他の管理)

- 22 浴室の床面、周囲の壁面、浴槽のタイル等の破損はありませんか。

- 23 浴槽内の温度計は、故障したり破損したりしていませんか。

- 24 使用済みのカミソリ、ゴミ等を浴室内に放置していませんか。

使用済みのカミソリ、ゴミ等を廃棄するための容器を浴室内に備え、使用済みカミソリによる負傷、再使用による疾病等の感染を防止するとともに、包装紙の詰まり等により排水に支障をきたさないよう注意してください。

- 25 給水栓には飲用適の旨をその付近の見やすい場所に表示してありますか。

浴室又は脱衣室内の入浴者の利用しやすい場所に、1か所以上の飲用水を供給する設備を設け、見やすい場所に飲用適の表示をしてください。

- 26 ろ過器等により浴槽水を循環させる構造のものにあつては、循環した水の誤飲を防止するための措置を講じていますか。

ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の場合は、入浴者にわかるよう、当該湯が飲用不適である旨の表示を、その周囲のよく見える場所に掲示してください。

(サウナ室等の管理)

- 27 熱気の温度を計るための温度計は、故障したり破損したりしていませんか。

- 28 施設について、1月に1回以上保守点検していますか。

- 29 室内の温度、湿度について定期的に測定し、その記録を3年以上保存していますか。

30 見やすい場所に、サウナ室等の使用に関する入浴上の注意事項を掲示していますか。

サウナ室及びサウナ設備は、利用者が安心して使用できるよう使用上の注意事項を表示するとともに、サウナの利用基準温度を表示し、サウナ室内の温度を室外にも表示することが適当です。

(飲用水の管理)

31 飲用水を供給する受水槽、高置水槽は1年に1回以上清掃していますか。

32 (井戸、受水槽等使用の場合) 飲用水の水質検査を給水栓において実施し、その記録を3年以上保存していますか。(飲用の許可を受けている温泉については除きます。)

水質検査の結果、異常が認められた場合には、保健所等へ連絡してください。

井戸水等を飲用に供する場合は、給水栓における水について、右により水質検査を実施してください。

検査事項	検査回数
色、濁り、臭い、味	1日に1回以上
残留塩素濃度	7日に1回以上
病原生物に汚染され又は疑いのある生物若しくは物質を含まないこと (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩素イオン、有機物等、一般細菌、大腸菌群)	1年に1回以上
異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと (PH値)	
異常な臭味がないこと (臭味、味)	
外観はほとんど無色透明であること (色度、濁度)	
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン	

受水槽 (水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする受水槽)の水を飲用に供する場合は、給水栓における水について、右により水質検査を実施してください。

検査事項	検査回数
色、濁り、臭い、味	1日に1回以上
遊離残留塩素	7日に1回以上

(トイレ)

33 毎日清掃し、毎週消毒していますか。

34 手洗い石けん、トイレトペーパー等の消耗品は適切に備えられていますか。

(その他)

35 従業者は定期的に健康診断を受けていますか。

36 結核若しくは就業が制限される感染症にかかっている者、又は疑いのある者が業務に従事していませんか。

結核若しくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの期間、業務に従事させないでください。

37 保健所への許可申請内容に変更を生じた場合は、変更等の届出をきちんと行っていますか。

次の場合等は、速やかに保健所へ届出をしてください。

- 施設・設備の構造を変更した場合
- 施設の名称・電話番号等を変更した場合
- 法人の代表者を変更した場合
- 営業を休止・廃止した場合
- 相続、法人の合併又は分割により営業を承継した場合

38 上記のチェック事項の他にも点検事項を独自に追加したり、より細かい点検表を作成したり、点検表を利用者にも見えるようにする等、より積極的な衛生管理に心掛けましょう。